

I 法 令

1 採石法の体系

1. 総 則 [第1章]	①目 的 (第1条)	災害を防止し、採石業の健全な発達を図る。
	②岩石の定義 (第2条)	法適用岩石として24種類を規定。
2. 採 石 権 [第2章]	①採 石 権 (第4条～第8条)	物権としての採石権の内容、性質を定義。
	②採石権の設定等手続 (第9条～第31条)	採石権は、当事者間の私法上の契約によって設定されるのを原則とするが、当事者間の話し合いによって契約を締結することができない場合には、一定の条件のもとで経済産業局長が決定を行うことができる。
3. 採石業者の 登 録 [第3章]	①登録行政庁 (第32条)	都道府県知事
	②登録の申請 (第32条の2)	所定の申請書を都道府県知事に提出する。
	③登録の拒否 (第32条の4)	登録の拒否要件に該当する申請者は、登録を拒否される。
	④登録の承継 (第32条の6)	相続又は合併等があったときは承継手続きをすることにより、権利義務はすべてが承継される。
	⑤変更の届出 (第32条の7)	登録事項に変更があったときは、遅滞なく届出なければならない。
	⑥登録の取消し (第32条の10)	法律に違反した採石業者は、登録を取り消される。
	⑦採石業務管理者 (第32条の12～13)	業務管理者を事務所ごとに選任し、災害の防止に関し必要な職務を誠実にこなさなければならない。
4. 採取計画の 認 可	①認可行政庁 (第33条)	岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事
	②採取計画の認可申請 (第33条の2～3)	岩石採取場の区域、採取をする岩石の種類及び数量等所定の事項を記載した採取計画を作成し、都道府県知事の認可を受ける。
	③認可の基準 (第33条の4)	他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷する等一定の要件に該当することとなる採取計画は認可されない。
	④市町村長の意見聴取 (第33条の6)	都道府県知事は認可に係る処分をするときは、関係市町村長の意見を聞かななければならない。

[第3章]

	⑤認可の条件 (第33条の7)	認可又は変更の認可に条件を附することができる。
	⑥採取計画の遵守義務 (第33条の8)	認可を受けた採取計画に従って事業の実施をしなければならない。
	⑦認可の取消し (第33条の12)	所定の要件に該当することとなる採石業者は、認可の取消し又は事業停止を命ぜられる。
5. 監督・命令 [第3章]	①認可採取計画の変更 命令 (第33条の9)	都道府県知事は、認可した採取計画ではその後の事情変更により災害の発生を防止することができなくなると認めるときは、採石業者に対し採取計画の変更を命ずることができる。
	②緊急措置命令等 (第33条の13)	都道府県知事は災害防止のため必要があると認めるときは、採石業者に対し事業停止又は必要な措置を取るべきこと命ずることができる。
	③譲渡したたい積物等の 管理 (第33条の16)	採石場の廃土又は廃石については、これを譲渡し又は放棄した後であってもなお採石業者に管理責任がある。
	④廃止した業者に対する 災害防止命令 (第33条の17)	岩石の採取をした採取場について廃止の日から2年間は、その廃止業者に対し必要な設備をすることを命ずることができる。
6. 土地の使用 [第4章]	①使用の目的 (第35条)	採石業者は、事業の実施につき他人の土地を一定の目的のために利用することが必要不可欠であつて、他の土地をもって代えることができないときは、これを使用することができる。
	②使用の許可 (第36条)	この目的のために他人の土地を使用しようとするときは、経済産業局長の許可を受けなければならない。
	③土地収用法の適用 (第37条)	経済産業局長の決定による土地の使用は、土地所有権等に重大な利害関係をもつこととなるので、その手続について慎重を期するため、公開による聴聞を行うほか土地収用法の規定が適用される。
	①標識の掲示 (第33条の15)	認可を受けた採石業者は、省令で定める標識をその採取場に掲げなければならない。
	②鉱業権者との協議 (第34条)	採石業を行う土地の区域と鉱区が重複するときは、事業の実施について採石業者又は鉱業権者は、お

		互いに相手方に対し協議をすることができ、その協議が整わないときは経済産業局長に決定の申請をすることができる。
	③帳簿の備付け (第34条の2)	採石業者は省令で定める帳簿を備え、これを保存しなければならない。
7. その他 [第3章、第5章～第7章]	④適用除外 (第34条の8)	この法律中、業務管理者及び採取計画に関する部分の規定は、災害の発生の恐れがないとして政令で定める業態の事業を行なう採石業者には適用しない。
	⑤報告の徴収及び立入 検査 (第42条)	経済産業局長、都道府県知事は、採石業者からその業務に関する報告を徴収するとともに、その職員をして採石場等に立ち入り、検査させることができる。
	⑥経済産業大臣の指示 (第42条の2の2)	経済産業大臣は、災害防止のため都道府県知事に対し政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。
	⑦罰則 (第43条～第46条)	この法律に違反した場合における罰則を規定する

I-2 採石法（昭和25年法律第291号）（抄）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行ない、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において「岩石」とは、花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じゃ紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母及びひる石をいう。

【解説】

「岩石の定義」（法第2条）について

- ① 母岩からの成因関係が明らかであって、母岩と同一の科学的性質を有するものは砂利（砂及び玉石を含む）である場合を除き、岩状でなくても岩石として取り扱う。
 - ア 花崗岩が風化分解したいわゆる真砂土
 - イ けつ岩・粘板岩が風化分解して粘土状で賦存している場合
 - ウ ある程度膠結した第3紀層のれき層、砂層又は、耐火度が低く、鉱物に該当しない耐火粘土。
- ② 玉石とは直径30cm以下のものをいう（砂利採取法の取扱基準）ので、これを超える岩塊は、岩石として採石法の適用を受ける。

（行為の効力）

第3条 この法律の規定によってした処分、手続その他の行為は、第32条の6第1項に規定する場合のほか、採石権者又は土地の所有者その他土地に関して権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

第2章 採 石 権

（内容及び性質）

第4条 採石権者は、設定行為をもって定めるところに従い、他人の土地において岩石及び砂利（砂及び玉石を含む。以下同じ。）を採取する権利を有する。

2 採石権は、その内容が地上権又は永小作権による土地の利用を妨げないものに限り、これらの権利の目的となっている土地にも、設定することができる。但し、地上権者又は永小作権者の承諾を得なければならない。

3 採石権は、物権とし、地上権に関する規定（民法（明治29年法律第89号）第269条の2（地下又は空間の地上権）の規定を除く。）を準用する。

（存続期間）

第5条 採石権の存続期間は、設定行為をもって定めることを要する

2 前項の存続期間は、20年以内とする。若し20年より長い期間をもって採石権を設定したときは、その存続期間は、20年に短縮する。

第6条 前条の期間は、更新することができる。但し、更新の時から20年をこえることができない。

（協 議）

第9条 採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者は、採石権の設定又は譲受について、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業局長の許可を受けて、土地の所有者及び土地に関して第三者に対抗することができる権利を有する者（以下「権利者」という。）又は採石権者に対し協議することができる。

（許可の基準）

第10条 経済産業局長は、左に掲げる場合においては、前条第1項の許可をしてはならない。

- 一 その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地又は建物の敷地であるとき。
- 三 他にその土地において岩石の採取（当該岩石の採取を行なう場所で当該岩石の採取に附随して行なう岩石の破碎及び破碎した岩石の洗浄を含む。）の事業（以下「採石業」という。）又は砂利採取業（砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二条に規定するものをいう。）を行なっている者があるとき。

【解説】

「採石業の定義」（法第10条）について

- ① 「採石業」とは、営利、非営利に関係なく、岩石の採取を事業目的として反復継続して行なう態様のものをいう。
したがって、例えば個人が一時的に観賞用の庭石を採取する行為は、採石業に該当しない。
また、人格の主体が個人であると、会社、公社、公団その他地方公共団体であるとを問わず、本来の事業目的達成のため、副次的に行なう採取行為が、社会通念からみて、採石業の実施とみなされる程度の規模、継続性及びこれに付随する行為、例えば工事現場において土地から分離された岩石を、販売若しくは他の場所において使用する行為が伴えば、当該岩石の採取行為は採石業に該当する。
- ② 岩石採取と同時に、その採取場所と社会通念上一体と認識される場所において加工作業を行なっている場合には、岩石の加工部門を含め（買石加工が多い場合を含む。）採石業と考えるべきであるが、岩石の加工又は販売のみを行なっている場合は、採石業に該当しない。
- ③ 観賞用として転石を採取する場合であっても、それが大規模（事業としての態様を呈する程度、前掲①参照）に行なわれるようなときは採石法の適用を受ける。
れき状のものの中の玉石のみを採取しようとする場合は、岩石でなく玉石の採取として取り扱う。

第3章 採石業

第1節 採石業者の登録

（登録）

第32条 採石業を行なおうとする者は、当該業を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

【解説】

「登録」（法第32条）について

同一都道府県の区域内であれば岩石採取場数に関係なく一事業主体につき一登録が必要である。ただし、一の都道府県の登録を受けた場合であっても、他の都道府県の区域内で採石業を行なおうとする場合には、当該都道府県において別途の登録が必要である。

(登録の申請)

第32条の2 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く採石業務管理者（以下「業務管理者」という。）の氏名
 - 三 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名
- 2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書面を添付しなければならない。

(登録及びその通知)

第32条の3 都道府県知事は、第32条の登録の申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を採石業者登録簿に登録しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第32条の4 都道府県知事は、第32条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第32条の2第1項の申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 二 第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - 三 第32条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であって法人であるものが、第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
 - 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第7号において「暴力団員等」という。）
 - 五 法人であって、その業務を行う役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - 六 その事務所ごとに、次に掲げる者であって第1号から第4号までに該当しないものを業務管理者として置いていない者
 - イ 採石業務管理者試験（以下「業務管理者試験」という。）に合格した者
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者
 - 七 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(承 継)

第32条の6 採石業者がその事業の全部を譲り渡し、又は採石業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その採石業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した邦銀が第32条の4第1項第1号から第5号まで又は第7号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により採石業者の地位を承継した者は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の届出)

第32条の7 採石業者は、第32条の2第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

2 第32条の2第2項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

(廃止の届出)

第32条の8 採石業者は、その登録に係る都道府県の区域内において採石業を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

【解説】

「廃止の届出」(法第32条の8)について

- ① 「採石業を廃止したとき」とは、将来再開の意思なく、採石事業活動をやめることであるが、その判断には事実認定を要する。その際、事業実施の基本である岩石採取行為の有無、あるいは法第34条の2に規定する帳簿の記載の有無及びその内容等が判断の基準となる。
- ② 採石業を廃止し、法第32条の8の規定に基づく所定の届出をした「採石業者であった者」であっても、その廃止後2年以内に岩石の採取計画を認可した都道府県知事が、法第33条の17の規定に基づき災害防止命令をかけた場合は、当該命令に係る災害防止義務が、採石業廃止後も継続する。

(登録の失効)

第32条の9 採石業者がその登録に係る都道府県の区域内において採石業を廃止したときは、その者に係る第32条の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第32条の10 都道府県知事は、その登録を受けた採石業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6箇月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第32条の4第1項第1号、第3号から第5号まで又は第7号のいずれかに該当することとなったとき。
- 二 第32条の4第1項第6号に該当することとなった場合において、その該当することとなった日から2週間を経過してもなお同号に該当しているとき。
- 三 第32条の7第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第33条の規定に違反して岩石の採取を行なったとき。
- 五 第33条の12の規定による認可の取消しを受けたとき。
- 六 不正の手段により第32条の登録を受けたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

【解説】

登録の取消し等(法第32条の10)について

- ① 「事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる」とは、登録行政庁の裁量により、全部又は特定の岩石採取場について制裁としての事業停止を命ずることができるという意味である。
- ② 業務管理者が死亡又は解雇等により不存在の状態が2週間以上続いているときは、これを登録の取消し要件とするとともに、業務管理者の常置を義務づけている。

(業務管理者の義務等)

第32条の12 業務管理者は、岩石の採取に伴う災害の防止に関し経済産業省令で定める職務を誠実に行なわなければならない。

2 岩石の採取に従事する者は、業務管理者がその職務を行なうために必要であると認めてする指示に従わなければならない。

【解説】

業務管理者の義務等（法第32条の12）について

① 「採取計画の作成及び変更に参加」とは、採石業者が採取計画の作成を行なう際、業務管理者がその採取計画の企画、立案又は変更について災害防止の観点から意見を述べることである。

「監督」とは、他の従業員に対し、施行規則第8条の6第2号から第4号までの事項について、岩石の採取に係る災害防止の観点から必要に応じ指示、命令をすることである。

③ 「岩石の採取に従事する者」には、作業員のみならず採石業者も含まれる。

第2節 採取計画の認可等

(採取計画の認可)

第33条 採石業者は、岩石の採取を行なおうとするときは、当該岩石の採取を行なう場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。

【解説】

採取計画の認可（法第33条）について

① 「採石業者」とは、法第32条の登録を受けた者をいう。

② 「岩石採取場」とは、法第10条第1項第3号に規定する「岩石の採取」を行なう場所をいい、公有地であるか私有地であるかを問わない。

また、その地域的な範囲は、原則として岩石採取切羽と同一敷地の範囲であるが、岩石採取の地点に近接する砕石プラント等については、社会通念上一体として認識されるものは、一岩石採取場として取り扱って差し支えない。

③ 「採取計画の認可」は、法第33条の4（認可の基準）に基づいて行なわれるが、この認可を受けることなく採石業を行なった者は、法第32条の10第1項第4号の規定により採石業者の登録の取消し等の要件に該当する。

(採取計画に定めるべき事項)

第33条の2 前条の採取計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 岩石採取場の区域
- 二 採取する岩石の種類及び数量並びにその採取の期間
- 三 岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他の施設に関する事項
- 四 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(認可の申請)

第33条の3 第33条の認可を受けようとする採石業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録の年月日及び登録番号
- 三 採取計画

2 前項の申請書には、岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

【解説】

認可の申請（法第33条の3）について〔施行規則第8条の15関係〕

- ① 施行規則第8条の15第2項第2号の「岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面」については、次の事項を表示するものとする。
 - ア 切羽の位置
 - イ 廃土又は廃石のたい積場の位置
 - ウ 災害防止設備の設置場所
 - エ 岩石採取場並びにその周辺約300m程度の範囲内に存する河川、道路その他の公共の用に供する施設、家屋その他の建物の位置及び農業用施設等
- ② 施行規則第8条の15第2項第5号の「法第32条の登録を受けていることを示す書面」とは、法第32条の3第2項の規定に基づく都道府県知事の登録済通知書を複写したものである。
- ③ 施行規則第8条の15第2項第6号の「計画を記載した書面」とは、業務管理者が施行規則第8条の6に基づいて行なう職務の計画を記載した書面である。
- ④ 施行規則第8条の15第2項第7号の「権限を有することを示す書面」とは、次のような書面である。
 - ア 自己の土地で岩石の採取を行おうとするときは、当該土地に係る登記簿の謄本
 - イ 他人の土地で岩石の採取を行おうとするときは、当該土地において岩石を採取する旨を内容とする土地所有権者、その他土地に関し第三者に対抗する権利を有する者等と申請者との間の契約書、若しくは同意書の写し。また、「権限を取得する見込みが十分であることを示す書面」とは、例えば当該土地の売買の予約が成立しているような場合における予約契約書の写しなどをいう。
- ⑤ 施行規則第8条の15第2項第8号の「その処分を受けていることを示す書面」とは、許可、認可、その他の処分を行なった行政庁が発行した証明書若しくは許可証等の写し、又は許可証若しくは許可通知書を複写したものをいう。

この場合、処分があったか否かを示すだけでなく、当該処分の内容（例えば採取の数量、採取の期間）をも明らかに示す書面でなくてはならない。

また「受ける見込みに関する書面」とは、他の行政庁に提出した許可、認可その他の処分を受けるための申請書等の写しをいう。
- ⑥ 施行規則第8条の15第2項第9号の書面には、採石業者自身が岩石を搬出する場合のみならず、採石業者から岩石を購入する者又は運送業者が岩石を搬出する場合についても記載するものとする。

なお、「岩石の搬出の方法」とは、岩石を搬出する主体、岩石運搬車の種類、岩石運搬車の一日当たりの台数等をいう。
- ⑦ 施行規則第8条の15第2項第10号の「その他参考となる事項を記載した図面又は書面」とは、例えば次に掲げるようなものをいう。
 - ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の3（基準遵守義務）の規定の適用を受ける者にあつては、当該基準を遵守できる旨の説明を記載した書面及び図面
 - イ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条（排水基準）に規定する排水基準を遵守できる旨の説明を記載した書面及び図面
 - ウ 国道又は都道府県道等に至るまでに私道を通行する場合には、当該道路を通行する権限を有することを証する書面

(認可の基準)

第33条の4 都道府県知事は、第33条の認可の申請があった場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

【解説】

認可の基準（法第33条の4）について

- ① 「他人に危害を及ぼす」とは、他人の生命又は身体に危険を及ぼすことである。この場合において、その危害を及ぼす原因作業を行なう採石業者の事業に従事する者の業務上の危害については、本法の適用はなく、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づいてその防止が図られることとなっている。
- ② 「公共の用に供する施設」とは、具体的には、例えば法第10条第1項第1号に列記されている物件などをいう。
また、公共の用に供する施設か否かについては、当該施設の所有権又は管理権の帰属いかんによるのではなく、一般不特定多数の用に供されるものであるか否かによって判断される。
- ③ 「損傷」とは、物理的な破壊に止まらず、効用の破壊をも含む。
- ④ 一人の業務管理者が、当該事務所に係る数ヶ所の岩石採取場の業務管理者となる結果、法第32条の12において規定するその職務を事実上十分に遂行することができないと認められる採取計画については、認可をしないこととする。
- ⑤ 「農業、林業もしくはその他の産業の利益を損じ」の例としては、
 - ア 汚濁水や廃土石の田畑への流入
 - イ 岩石採取場の近隣の農地の崩壊
 - ウ 地下水の利用による農業用水の枯渇
 - エ 河川や海岸の汚濁による海苔及びかき等の水産物養殖業への被害等がある。他産業の利益への侵害を認可の基準として掲げている理由は、他産業の利益への侵害が私人間の利益侵害の問題にとどまらず、国民経済的にみて重要な関心をひかれるところだからである。
- ⑥ 申請に係る採取計画の中で、その大部分は災害発生のおそれはないが、一部分だけ災害発生のおそれがある場合（例えば採掘工程は大丈夫であるが、洗浄工程の一部は問題がある場合等）であっても採取計画は一体として考えるべきものであるため、部分認可は行わず、全体を不認可処分とすることとする。
- ⑦ 岩石の採取に際して採取計画の認可とともに他法令（例えば自然公園法、森林法等）の許可を受ける必要がある場合において、当該許可を受けることができないとき又は受ける見込みがない場合は採取計画は不認可となる。（施行規則第8条の15第2項第8号参照）他法令は岩石の採取についての権限を付与する規定であり、本条による採取計画の認可とは全く別個に判断される性質のものであるが、これらの許可を受けることができない又は受ける見込みがない場合は実質上岩石の採取を行なうことはできないので、本条による認可をしても無意味だからである。
- ⑧ 申請のあった採取計画について、本条の認可基準により内容を審査する場合の具体的な技術基準については、本書「Ⅶ-3 採石災害の防止方法（参考）」、及び「採石技術指導基準書」（経済産業省資源エネルギー庁監修）によるものとする。

(変更の認可等)

- 第33条の5 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りではない。
- 2 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。
 - 3 前条の規定は、第1項の規定による変更の認可に準用する。
 - 4 第33条の認可を受けた採石業者は、第33条の3第1項第1号又は第2号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。

【解説】

変更の認可等（法第33条の5）について

- ① 「採取計画の変更」とは、例えば岩石採取場の区域の変更、岩石の種類の変更、採取量の増加、採取期間の延長、採取の方法の変更等法第33条の2及び施行規則第8条の14の各号に規定する採取計画の内容を変更することである。
- ② 岩石採取場の区域を拡張することにより、従来の事業実施の態様が抜本的に変更される場合、すなわち採取の方法、災害防止設備等が全く一新される場合には新規の岩石採取場として法第33条の認可を必要とする。
- ③ 採取計画の軽微な変更は改めて変更の認可を受ける必要はないが、災害防止のために事前に行政庁に届出が必要である旨が法第33条の5第2項に規定されている。

(市町村長の意見の聴取等)

- 第33条の6 都道府県知事は、第33条の認可又は前条第1項の規定による変更の認可に係る処分をする場合は、関係市町村長の意見をきくとともに、これらの処分をしたときは、その旨を当該関係市町村長に通報しなければならない。

(認可の条件)

- 第33条の7 第33条の認可又は第33条の5第1項の規定による変更の認可には、条件を附することができる。
- 2 前項の条件は、認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(遵守義務)

- 第33条の8 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画（第33条の5第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下次条において「認可採取計画」という。）に従って岩石の採取を行なわなければならない。

(認可採取計画の変更命令)

- 第33条の9 都道府県知事は、認可採取計画に基づいて行なわれている岩石の採取が第33条の4に規定する要件に該当することとなると認めるときは、その認可を受けた採石業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。

(休止及び廃止の届出)

- 第33条の10 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を引き続き6箇月以上休止しようとするとき、又は当該岩石の採取を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。

(認可の失効)

第33条の11 第33条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したとき、又は第32条の10第1項の規定によりその登録を取り消されたときは、当該廃止した岩石採取場に係る第33条の認可又は当該取り消された登録に係る都道府県の区域内の岩石採取場に係る同条の認可は、その効力を失う。

(認可の取消し等)

第33条の12 都道府県知事は、第33条の認可を受けた採石業者が次の各号の1に該当するときは、その認可を取り消し、又は6箇月以内の期間を定めてその認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止を命ずることができる。

- 一 第33条の7第1項の条件に違反したとき。
- 二 第33条の8の規定に違反したとき。
- 三 第33条の9又は次条第1項の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第33条の認可を受けたとき。

(緊急措置命令等)

第33条の13 都道府県知事は、岩石の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた採石業者に対し、岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、第32条の規定に違反して採石業を行なった者又は第33条若しくは第33条の8の規定に違反して岩石の採取を行なった者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

【解説】

緊急措置命令等（法第33条の13）について

① 「第1項」について

第1項の緊急措置命令は、災害の防止のため緊急の必要がある場合にのみ発動できる。この命令を受けると直ちに必要な措置を講じる義務を生じ、これに違反すると採取計画の認可の取消し等の原因となり（法第33条の12）、また登録の取消し処分を受ける場合もあり（法第32条の10）、1年以下の懲役に処せられる等の強力な効果が発生する。

「緊急の必要があると認めるとき」としては、現実には災害が発生している場合は当然であるが、その他としては台風、集中豪雨等が接近している場合などがある。自然現象以外であっても社会通念上直ちに何らかの災害防止措置を施さないと災害の発生が必然的と認められる場合には本項に該当する。災害の発生するおそれはあるが、時間的なゆとりがある場合は、法第33条の9の規定による採取計画の変更命令が発動される。

② 「第2項」について

第2項の命令は、採石業者の登録を受けないで採石業を行なった者、または採取計画の認可を受けないで岩石採取を行なったもの、若しくは採取計画の遵守義務違反をした採石業者に対して、岩石採取に伴って発生する災害防止のため必要な措置等を命じるものである。

なお、本項の命令は、違反事実があれば災害発生の急迫性とは関係なく発動される。

③ 「採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置」とは、崩壊防止のほか、採取跡の整地、廃土石たい積場の設置、沈澱池の設置等である。

(市町村長の要請)

第33条の14 市町村長は、岩石の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による要請があったときは、必要な調査を行ない、その結果必要があると認めるときは、第33条の9又は前条の規定による措置その他必要な措置を講じなければならない。

第3節 雑 則

(標識の掲示)

第33条の15 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場の見やすい場所に、経済産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(譲渡したたい積物等の管理)

第33条の16 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る廃土又は廃石のたい積したものその他の経済産業省令で定める物件については、これを譲渡し、又は放棄した後であっても、当該認可に係る採取計画に従って災害の防止に関する措置を講じなければならない。

(岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令)

第33条の17 都道府県知事は、第33条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したときは、当該廃止した者に対し、当該廃止の日から2年間は、その者が当該岩石採取場において岩石の採取を行なったことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第34条の2 採石業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(聴聞の特例)

第34条の4 都道府県知事は第32条の10第1項又は第33条の12の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行なわなければならない。

2 第32条の10第1項又は第33条の12の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行なわなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第17条第1項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(適用除外)

第34条の8 この章中業務管理者及び採取計画に関する部分の規定は、採石業であって、採取する岩石の種類及び用途、岩石の採取の方法、岩石の採取に従事する者の数等により岩石の採取に伴う災害の発生するおそれがないと認められるものとして政令で定める業態のものを行なう者については、適用しない。

2 前項の政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第6章 補 則

(報告及び検査)

第42条 経済産業大臣、経済産業局長又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(国等に対する適用)

第42条の2 この法律の規定は、第3章第1節、第40条及び次章の規定を除き、国及び地方公共団体に適用があるものとする。この場合においては、採石業を行なう国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって第33条の認可又は第33条の5の規定による変更の認可があったものとみなす。

第7章 罰 則

第43条 次の各号の1に該当する者は、1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第32条の規定に違反して採石業を行なった者
- 二 第32条の10第1項、第33条の12、第33条の13第1項若しくは第2項又は第33条の17の規定による命令に違反した者
- 三 第33条又は第33条の8の規定に違反して岩石の採取を行なった者
- 四 第33条の16の規定に違反して災害の防止に関する措置を講じなかった者

第44条 左の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- 一 第32条の7第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第34条の2の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 三 第42条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第42条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業員の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

第46条 次の各号の一に該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- 一 第32条の6第2項、第32条の8、第33条の5第4項又は第33条の10の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第33条の15の規定に違反した者

I-3 採石法施行令（昭和46年政令第279号）（抄）

(採取計画の認可等を要しない業態)

第1条 採石法（以下「法」という。）第34条の8第1項の政令で定める業態は、法第2条に規定する岩石のうちベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母及びひる石以外の岩石の採取であって次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 もっぱら砕石以外の石材の生産の用に供するために行なうもの
- 二 主として人力により露天掘りで行なうもの
- 三 岩石の採取に従事する者の数が5人以下であるもの

I-4 採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）（抄）

（登録の申請）

第8条 法第32条の2第1項の規定により法第32条の登録の申請をしようとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に様式第1による申請書を提出しなければならない。

2 法第32条の2第2項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第32条の登録を受けようとする者（以下本項において「申請者」という。）が法第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しない者であることを誓約する書面
- 二 事務所に置く業務管理者が業務管理者試験に合格した者又は法第32条の4第1項第6号ロの規定による認定を受けた者であることを証する書面
- 三 事務所に置く業務管理者が法第32条の4第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 四 事務所に置く業務管理者が申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。）であることを証する書面及び当該業務管理者の住民票（都道府県知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第1項の規定により当該業務管理者に係る同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。）
- 五 申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書
- 六 申請者（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）及び事務所に置く業務管理者の生年月日を証する書面

（承継の届出）

第8条の3 法第32条の6第2項の規定により採石業者の地位の承継の届出をしようとする者は、当該届出をしようとする者の登録をした都道府県知事に様式第三による届書を、当該承継に係る採石業の登録をした都道府県知事に様式第4による届書を提出しなければならない。

2 前項の届書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 法第32条の6第1項の規定により採石業者の事業の全部を譲り受けて採石業者の地位を承継した者にあつては、様式第4の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- 二 法第32条の6第1項の規定により採石業者の地位を承継した相続人であつて、2以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第5による書面及び戸籍謄本
- 三 法第32条の6第1項の規定により採石業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第6による書面及び戸籍謄本
- 四 法第32条の6第1項の規定により合併により採石業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- 五 法第32条の6第1項の規定により分割により採石業者の地位を承継した法人にあつては、様式第6の2による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書
- 六 承継人が法第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しないことを誓約する書面
- 七 承継人（承継人が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）の生年月日を証する書面

（登録事項の変更の届出）

第8条の4 法第32条の7第1項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第7による届書を法第32条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該届出に係る変更が法人の業務を行なう役員に係るものであるときはそれらの者が法第32条の4第1項第1号から第3号までに該当しないことを誓約する書面及び第8条第2項第6号（当該変更に係るものに限る。）に掲げる書面、当該変更が業務管理者の変更又は事務所の新設に係るものであるときは第8条第2項第2号から第4号まで及び第6号（当該変更に係るものに限る。）に掲げる書類を添付しなければならない。

(廃止の届出)

第8条の5 法第32条の8の規定により採石業の廃止の届出をしようとする者は、様式第8による届書を法第32条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

(業務管理者の職務)

第8条の6 法第32条の12第1項の経済産業省令で定める業務管理者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 採取計画の作成及び変更に参加すること。
- 二 岩石採取場において、認可採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行なわれるよう監督すること。
- 三 岩石の採取に従事する者に対する岩石採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案若しくは実施又はその監督を行なうこと。
- 四 法第34条の2の帳簿の記載及び法第42条の報告について監督すること。
- 五 岩石の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講ずること。

(合格証等の再交付の手続)

第8条の13 第8条の10の合格証又は前条の認定証をよごし、損じ、又は失ってその再交付を受けようとする者は、様式第14による申請書に写真（手札形とし、申請前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの）を添付して当該合格証又は認定証の交付をした都道府県知事に提出しなければならない。

(採取計画に定めるべき事項)

第8条の14 法第33条の2第5号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 岩石の賦存の状況
- 二 採取する岩石の用途
- 三 廃土又は廃石のたい積の方法

(認可の申請)

第8条の15 法第33条の3第1項の規定により法第33条の認可の申請をしようとする者は、様式第15による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第33条の3第2項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 岩石採取場の位置を示す縮尺5万分の1の地図
- 二 岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面
- 三 掘採に係る土地の実測平面図
- 四 掘採に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの
- 五 法第32条の登録を受けていることを示す書面
- 六 岩石採取場を管理する事務所の名称及び所在地、当該事務所の業務管理者の氏名並びに当該業務管理者が当該岩石採取場において認可採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行なわれるよう監督するための計画を記載した書面
- 七 岩石採取場で岩石の採取を行なうことについて申請者が権限を有すること又は権限を取得する見込みが十分であることを示す書面
- 八 岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 九 岩石採取場からの岩石の搬出の方法及び当該岩石採取場から国道又は都道府県道にいたるまでの岩石の搬出の経路を記載した書面
- 十 その他参考となる事項を記載した図面又は書面

(採取計画の変更の認可の申請)

第8条の16 法第33条の5第1項の規定により法第33条の認可を受けた採取計画の変更の認可の申請をしようとする者は、様式第16による申請書を当該採取計画の認可をした都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、前条第2項各号に掲げる図面又は書面のうち採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添附しなければならない。

(軽微な変更)

第8条の16の2 法第33条の5第1項の通商産業省令で定める軽微な変更は、当該変更によって当該変更に係る採取計画に関し新たに災害が発生するおそれがないものとする。

2 前項の採取計画の軽微な変更の基準に関し必要な事項は、当該変更に係る採取計画の認可をした都道府県の条例、規則その他の定めで定めることができる。

(氏名等の変更の届出)

第8条の17 法第33条の5第4項の規定により法第33条の3第1項第1号又は第2号の事項について変更の届出をしようとする者は、様式第17による届書を法第33条の認可をした都道府県知事に提出しなければならない。

(休止及び廃止の届出等)

第8条の18 法第33条の10の規定により法第33条の認可に係る岩石採取場における岩石の採取の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第18による届書を当該認可をした都道府県知事に提出しなければならない。

2 坑内掘りにより岩石の採取を行なった者が前項の届出を行なうときは、同項の届書のほか、岩石の採取の休止又は廃止の際の土地の実測平面図、実測縦断面図、及び実測横断面図（坑内掘りによる掘採に係るものに限る。）を提出しなければならない。

(標識の様式及び記載事項)

第8条の19 法第33条の15の規定により採石業者が掲げる標識は、様式第19によるものとする。

2 法第33条の15の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該岩石採取場を管理する事務所の名称、所在地及び電話番号
- 三 登録年月日及び登録番号
- 四 当該岩石採取場に係る採取計画の認可年月日及び認可番号
- 五 採取する岩石の種類、数量及びその採取の期間
- 六 掘採の方法及び掘採をする土地の面積
- 七 岩石の採取のための火薬類の使用の有無
- 八 岩石の採取のための機械の種類及び数
- 九 岩石採取場及びその周辺の状況を示す見取図
- 十 業務管理者の氏名

(経済産業省令で定める物件)

第8条の20 法第33条の16の経済産業省令で定める物件は、法第33条の認可に係る岩石採取場に係る廃土又は廃石のたい積したものとする。

(帳簿の記載)

第9条の2 採石業者は、岩石採取場を管理する事務所ごとに帳簿を備え、記載の日から2年間保存しなければならない。

2 法第34条の2の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 岩石採取場ごとの一日当たりの岩石の採取実績
- 二 業務管理者が当該岩石採取場において岩石の採取に従事する者を監督した日時及びその内容
- 三 廃土又は廃石の処理、汚濁水の処理及び採取跡の崩壊防止施設の設置その他採取に伴う災害の防止のために講じた措置
- 四 岩石の採取に伴う災害が発生した場合にあっては、災害の状況、その原因及びそれに対して講じた措置

(電磁的方法による保存)

第9条の3 前条第2項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第34条の2に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(報告)

第11条 採石業者は毎年3月末日までに岩石採取場ごとに、経済産業大臣が告示で定める様式により、左に掲げる事項を記載した業務の状況に関する報告書を当該岩石採取場の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

- 一 採石業者の氏名又は名称及び住所
- 二 採取場の位置
- 三 採取する岩石の名称
- 四 岩石の採取の根拠となる権利の種類
- 五 製品の品目及び品目別の1年間の生産量
- 六 公益の保護のためにとった措置

(申請書等の提出部数)

第23条 第1条から第7条まで、第9条、第10条の4又は第11条の規定により提出する申請書その他の書類の部数は、正本一通及び写し一通とする。

2 第8条、第8条の3、第8条の4又は第8条の11の規定により提出する申請書その他の書類の部数は、正本一通及び写し一通とする。

3 第8条の2、第8条の5、第8条の9、第8条の13、第8条の17又は第8条の18の規定により提出する届書その他の書類の部数は、正本一通とする。

4 第8条の15又は第8条の16の規定により提出する申請書その他の書類の部数は、正本一通及び当該岩石採取場が所在する市町村の数に2を加えた数の写しとする。

I-5 大阪府商工行政事務手数料条例（平成12年大阪府条例第18号）（抄）

第3条 採石法（昭和25年法律第291号）に基づく事務に関し、次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。

項	区 分	金 額
1	採石法第32条の登録を受けようとする者	18,000円
2	採石法第32条の4第1項第6号イの採石業務管理者試験を受けようとする者	8,000円
3	採石法第32条の4第1項第6号ロの規定による認定を受けようとする者	8,400円
4	採石法第33条の認可を受けようとする者	52,000円
5	採石法第33条の5第1項の認可を受けようとする者	33,000円

I-6 採石法の権限移譲について

大阪府では、大阪版地方分権推進制度に基づき、大阪府が所管する採石法に基づく権限のうち、主に岩石採取計画の認可事務について、府内市町村への権限移譲を進めている。

権限移譲した事務については、本手引きの「大阪府知事」を「市町村長」に読み替えることを基本とし、詳細については市町村担当部局の指示に従うこと。

1. 権限移譲済みの市町村（平成27年4月1日現在）

茨木市、泉佐野市、寝屋川市、豊能地域広域連携（箕面市（窓口）、池田市、豊能町、能勢町）、泉南市、南河内広域事務室（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）、高槻市、阪南市、岬町、枚方市、和泉市、羽曳野市、貝塚市、岸和田市、大東市、熊取町、大阪市、堺市

2. 権限移譲した事務

- ・法第33条（採取計画の認可）
- ・法第33条の5第1項（変更の認可等）
- ・法第33条の5第2項（軽微な変更の届出）
- ・法第33条の5第4項（指名等の変更の届出）
- ・法第33条の6（市町村長の意見の聴取等）
- ・法第33条の9（認可採取計画の変更命令）
- ・法第33条の10（休止及び廃止の届出）
- ・法第33条の12（認可の取消し等）
- ・法第33条の13第1項（緊急措置命令等）
- ・法第33条の13第2項（違反者に対する命令）※32条違反を行った者に係るものを除く
- ・法第33条の14第1項（市町村長の要請）
- ・法第33条の14第2項（要請による調査及び措置）
- ・法第33条の17（岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令）
- ・法第34条の6（採石業者に対する指導及び助言）
- ・法第42条第1項（報告及び検査）
- ・法第42条の2（国等に対する適用）
- その他、移譲した事務に付随するもの。